

高知県黒潮町 地域おこし協力隊募集要項

黒潮町は四国の西南部に位置し、平成 18 年 3 月 20 日に隣接する旧 2 町（大方町、佐賀町）の合併により誕生しました。本町は美しい砂浜を美術館に見立てた砂浜美術館での T シャツアート展や、全国有数のカツオ一本釣り船団を有する、雄大な自然と豊富な海洋資源に恵まれた町です。一方、全国の多くの市町村と同様に、少子高齢・過疎化、産業の衰退などの問題を抱えており、活力ある元気なまちづくりが急務となっています。

そこで、地域外から地域の将来の担い手となる人材を受け入れ、本町において地域活性化・元気づくりに取り組むため、地域おこし協力隊の隊員を募集します。

【募集人員】 2 名

○集落支援員 1 名

○ふるさと納税支援員 1 名

【活動内容】

集落支援員

- ・集落活動センターかきせの運営に関すること
- ・集落の巡回及びその状況の把握に関すること
- ・集落の住民の意見の集約に関すること
- ・町が行う中山間集落の振興施策への協力に関すること
- ・その他、地域力の維持・活性化及び地域おこしに関するもので、特に町長が必要と認めた活動

ふるさと納税支援員

- ・ふるさと納税受付業務
- ・ふるさと納税関係書類作成及び発送業務
- ・問い合わせ対応（寄附、税控除、返礼品の配送などに関すること）
- ・その他、地域力の維持・活性化、及び地域おこしに関するもので、特に町長が必要と認めた活動

【募集対象】

下記 (1) ～ (8) のすべての要件を満たす方

- (1) 3 大都市圏をはじめとする都市地域等（条件不利地域以外）から、黒潮町へ住民票を異動させて生活できる方
- (2) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (3) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域を元気にするために精力的に行動できる方
- (4) 協力隊終了後も黒潮町に定住する意思のある方
- (5) 普通自動車運転免許を取得し、日常的に利用されている方
- (6) パソコン（ワード、エクセル、インターネット、E メールなど）を日常的に利

用している方

(7) 町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

(8) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方

1. 勤務地及び活動地域

集落支援員

勤務地は、集落活動センターかきせ（高知県幡多郡黒潮町馬荷 3 2 5 9 番地）、活動地域は町内とします。

ふるさと納税支援員

勤務地は、黒潮町役場 産業推進室 産業推進係（高知県幡多郡黒潮町入野 5 8 9 3 番地）、活動地域は町内とします。

2. 勤務日数及び勤務時間

給与（報酬）	勤務時間・勤務日	休日
月額 164,567 円	・ 8 時 30 分～16 時 30 分 （休憩時間 12 時～13 時） ・ 月曜～金曜の週 5 日勤務	原則として土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日まで）
月額 145,760 円	・ 8 時 30 分～17 時 15 分 （休憩時間 12 時～13 時） ・ 月曜～金曜のうち週 4 日勤務	

○記載の給与（報酬）額は初任給額であり、職歴等によって加算されることがあります。

また、給与（報酬）額は条例改正等により変更される場合があります。

○給与（報酬）は、条例等の定めるところにより、給与、報酬、通勤手当、時間外勤務手当、又はこれらに相当する報酬、期末手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

3. 雇用形態及び期間

(1) 黒潮町の会計年度任用職員として採用します。

(2) 集落支援員

任用期間は、任用の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとします。再任用は、勤務状況をふまえて更新をし、最初の任用の日から 3 年間を限度とします。

ふるさと納税支援員

初年度の任用期間は、令和 4 年 3 月 2 5 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までです。再任用は、勤務状況をふまえて更新をし、最初の任用の日から 3 年を限度とします。

- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合等は、任用期間中であっても任用を取り消すことができるものとします。

4. 待遇・福利厚生

- (1) 業務に支障がなければ、兼業を認める場合があります。(届出が必要です。)
- (2) 勤務時間中は、活動に必要なパソコン、事務用品等を貸与します。
- (3) 町内での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。
- (4) 居住地として、町が用意する住宅に居住してもらいます。その際、協力隊員としての活動期間中は無償で貸与する予定です。(水道光熱水費等は個人負担です。また、上記以外の住宅の場合は、住宅料等は個人負担となります。)
- (5) 法定の社会保険制度を適用します。また、労働災害補償保険又は町の公務災害補償制度、地方公務員災害補償制度のいずれかを適用します。
- (6) 年次有給休暇及び慶弔に係る休暇等の制度があります。

5. 応募手続

- (1) 応募受付期限

随時受付

※募集期間中であっても採用が決定し次第、募集を終了いたします。

- (2) 提出書類

- ・応募用紙（別紙様式）
- ・履歴書（別紙様式。直筆及び写真貼付）
- ・作文（A4サイズで書式自由、パソコンでの作成可）

※ 題名「黒潮町の地域おこし協力隊員として活かしたい私の経験や能力」について、1,000文字程度で作文を作成してください。なお、作文の最初に住所と氏名を記入してください。

※提出された書類の返却はいたしません。

- (3) お申し込み・お問い合わせ

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地
黒潮町役場 企画調整室 地域振興係
電話：0880-43-2177

メールアドレス：10211010@town.kuroshio.lg.jp

6. 選考

- (1) 第1次選考（書類）

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

- (2) 第2次選考（面接等）

第1次選考合格者を対象に第2次選考試験を行います。

日時及び会場等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

なお、第2次選考試験に要する交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の報告

最終結果報告は第2次選考試験後に文書で全員に通知します。

※ 住民票の異動は必ず任用日以降に行ってください。

それ以前に住所を異動させると、応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。